○沖縄総合事務局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年沖縄総合事務局告示第二十九号中部広域都市計画道路事業三・二・六号胡屋泡瀬線、三・三・一号国道三百三十号及び三・四・一号国道三百三十号

三　事業施行期間　自平成十七年八月二十六日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第三十号那覇広域都市計画道路事業三・四・八号パイプライン線及び三・四・三十四号県道百五十三号線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千三百三十九号那覇広域都市計画道路事業三・二・十三号南風原中央線及び三・四・二号国道三百二十九号

三　事業施行期間　自平成十二年十二月十二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千二百五十一号那覇広域都市計画道路事業三・二・十号豊見城中央線

三　事業施行期間　自平成十二年五月一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年沖縄総合事務局告示第二十七号那覇広域都市計画道路事業三・二・十号豊見城中央線

三　事業施行期間　自平成十七年八月二十六日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年沖縄総合事務局告示第五十三号中部広域都市計画道路事業三・二・五号県道二十四号線バイパス及び三・四・三号県道二十四号線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年沖縄総合事務局告示第二十八号那覇広域都市計画道路事業三・四・八十五号龍潭線

三　事業施行期間　自平成十七年八月二十六日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし